京都府中小企業経営基盤強化推進 事業費補助金・奨励金

Q & A

(令和7年10月24日版) (令和7年10月30日改訂)



目次

1	対象者	. 2
2	事業場内最低賃金とその支払対象労働者	. 4
3	賃金の引き上げ	. 7
4	補助金に関すること	. 9
5	- 奨励金に関すること	12
6	その他	13
7	新たに追加した項目(令和7年10月30日項目追加)	13

1 対象者

	对家 石	
	質 問	回答
1	業種によって補助対象者となる	以下①→②の手順により判断してください。
	基準が異なるが、自社がどの業種	①下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類
	分類に該当するのか分からない場	をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示か
	合はどうしたらよいか。	らどの分類にあてはまるのかご確認ください。
		http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index
		/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
		②下記URLの対応表からどの業種(分類)に該当す
		るのかご確認ください。
		https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei
		_14. pdf
		※ 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主た
		る事業」に該当する業種で判断してください。
2	本社が京都府外にあり、事業所	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点で
	が京都府内にある場合、京都府内	あれば、対象となります。ただし、法人の場合は法人
	で事業をするので、対象となるか。	登記簿の原本、個人の場合は確定申告書の写しもし
		くは開業届の写しにより所在が確認できる場合に限
		ります。
3	本社が京都府内にあるが、本事	事業を実施する拠点が京都府内になければなりま
	業の設備を導入する拠点が京都府	せんので、対象となりません。
	外の場合は対象となるか。	
4	「常時使用する労働者の数」は、	本事業における「常時使用する労働者の数」は、中
	どのように算定するのか	小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用す
		る従業員」に準ずることとしています。
		同法の「常時使用する従業員」については、労働基
		準法第20条で定める「解雇の予告を必要とする者」
		とされており、具体的には、労働基準法第21条に該
		当しない者(下記参照)が「常時使用する労働者」に
		該当します。なお、派遣労働者については、派遣元で
		カウントしてください。
		<参考:労働基準法第21条>
		前条 (解雇の予告) の規定は、左の各号の一に該当
		する労働者については適用しない。但し、第一号に該
		当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至
		った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所
		定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合
		又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き

		使用されるに至った場合においては、この限りでな
		٧٠°
		一 日日雇い入れられる者
		二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
		三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用さ
		れる者
		四 試の使用期間中の者
5	本補助金及び奨励金の公募開始	補助金及び奨励金交付要領第1項第3条第4号の
	前に賃上げを行った場合は対象と	とおり、令和7年10月24日から令和8年1月1日
	なるか。	の間に 64 円以上事業場内最低賃金を引き上げるこ
		とが要件となっており、公募開始日より前に賃上げ
		を行った場合は本事業の対象とはなりません。
6	これから起業する個人又は法人	雇入れ後6月を経過した労働者に対する賃金の引
	の申請は可能か。	上げが必要ですので、対象とはなりません。
7	「京都府の子育て環境日本一に	京都府ホームページ「子育て環境日本一に向けた
	向けた職場づくり行動宣言」はど	職場づくり行動宣言」(<u>https://pref-kyoto-</u>
	のように提出するのか。	kodomohagukumu.jp/shokuba/) をご覧ください。
		同ページには宣言の登録手順(会員登録後、専用
		フォームにより登録)、他の企業の宣言内容や実践
		状況等も掲載していますので、参考としてくださ
		い。
8	既に「京都府の子育て環境日本	新たな行動宣言の提出は不要です。
	一に向けた職場づくり行動宣言」	
	を提出している場合は、新たに行	
	動宣言を提出する必要はあるか。	
9	新たに事業所を設けた直後や、	雇入れ後6月を経過した労働者が、新設事業場に
	個人事業主が法人化した直後でも	おける事業場内最低賃金の支払対象者である場合、
	対象となるか。	当該新設事業所において既に業務が行われ、賃上げ
		の原資となる即効的な経費削減効果に資する事業に
		資するものであれば、新設事業所でも対象となり得
		ます。
		また、個人事業主が法人化した場合でも、法人化
		前に雇入れ後6月以上経過した労働者を使用してい
		る場合は、同様に対象となり得ます。

2 事業場内最低賃金とその支払対象労働者

	争未場内取仏貝並とての文仏対象力	
	質問	回答
1	事業場内最低賃金はどのように	事業場内最低賃金の算定方法は、地域別最低賃金
	算定するのか。算定する時に含ま	と同様の考え方であり、最低賃金法第4条及び同法
	れる手当の種類や、月給制の場合	施行規則第1条ないし第2条の規定により算定さ
	の扱いはどうか。	れ、同法第4条第3項第3号の「当該最低賃金にお
		いて算入しないことを定める賃金」である精皆勤手
		当、通勤手当及び家族手当は除外されます。
		※ なお、歩合給を支払っている場合は、「2
		事業場内最低賃金とその支払対象労働者」の
		質問2にご留意ください。
2	基本給等、固定した賃金以外に	歩合給は賃金算定期間毎にその支払額が変動する
	も歩合給を支払っている場合、事	ものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱うこ
	業場内最低賃金の算定や、その引	ととします。
	上げはどのように行うのか。	ア ①各労働者の申請直近の1年間(雇入れ後1
		年に満たない者については少なくとも3月間)
		の歩合給合計額を、その間の総実労働時間で除
		し、②除した額に、固定給の時間当たりの額を
		加え、③加えた額のうち、最も低い時間当たり
		の賃金額となります。
		イ 賃金引上げについては、その方法(固定給の
		引上げ、歩合給の支給条件の変更等)は問いま
		せんが、引上げ前の事業場内最低賃金に対し、
		引上げ後の各賃金算定期間において、64円以上
		引上げる必要があります。
		したがって、例えば、固定給について 64 円以上
		引上げ、歩合給の支給条件については変更しない場
		合、賃金引上げ後のある賃金算定期間において歩合
		給が低額となった場合、時間当たりの賃金額が各コ
		一ス所定の引上げ額に満たないことがあり得ます。
		その時の当該期間については、別途、当該不足額
		に相当する額以上の賃金を支払うこととし、その旨
		を就業規則等に定める必要がありますのでご注意く
		ださい。
3	介護職員処遇改善加算は提供す	取得した介護職員処遇改善加算をどのように労働
	るサービスに応じて毎月変動する	者に配分するかについては、介護事業者の判断によ
	が、これを毎月職員数で頭割りし	りますが、設問のように、これを労働者数で除した額
	て手当として支給している。この	を毎月、賃金(手当)として支払っている場合は、歩

	場合の事業場内最低賃金はどのよ	合給に準じて「2 事業場内最低賃金とその支払対
	うに取り扱うのか。	象労働者」の質問2のように取り扱ってください。
4	季節労働者や、労働時間がかな	季節労働者(ア)や、総実労働時間が短い労働者
	り短い労働者に支払う賃金を、事	(イ)の取扱いについては、以下のとおりです。
	業場内最低賃金とすることはでき	ア 毎年、一定の時季に限って就労する季節労働
	るか。	者(申請前の継続勤務期間が3月未満)
		事業の性質から一定の季節に限って生ずる業
		務に従事させるため、前季に引き続き使用する
		労働者がおり、今後も当該労働者が当該季節に
		就労することが見込まれる場合には、当該労働
		者を事業場内最低賃金の支払対象者として申請
		することができます。
		イ 就労日が毎週1日、1日の労働時間が2時間
		など、総実労働時間が相当短い労働者
		事業場内最低賃金の支払対象労働者の一定期
		間における労働日数や所定労働時間数の下限に
		ついての定めはなく、所定労働時間が相当に短
		い労働者であっても、その者に支払う賃金を事
		業場内最低賃金として申請することができま
		す。
		ただし、所定労働時間等が極端に短く、かつ、事業
		場内最低賃金の支払対象者数も1、2人である場合
		等には、労働契約締結状況、出勤実績、賃金支払実
		績等により、労働者性の有無等についても審査、調
		査を行うことがあります。
5	1人の労働者が同じ事業場で賃	例えば、介護業務と事務業務の2種類の業務それ
	金額の異なる2種類の業務に従事	ぞれの賃金等の労働条件が明確となっている場合に
	している。その一方の業務につい	は、そのうちの一方の業務について、その所定労働
	ての賃金を、事業場内最低賃金と	時間の多寡を問わず、当該賃金額を事業場内最低賃
	して申請することはできるか。	金として申請することができます。
6	雇入れ後6月以上勤務している	
	労働者に対する賃金額のうち最も	も賃金額が低い者の当該額を事業場内最低賃金とし
	低いものより、雇入れ後6月未満の	て申請する必要があります。

す。

また、引上げ前の事業場内最低賃金より賃金額の

低い労働者がいる場合は、当該労働者の賃金額も新たな事業場内最低賃金まで引き上げる必要がありま

労働者に対する賃金額が低い場合、

どのように申請等するのか。

7 現在見習い中で、数ヶ月後に賃金 引上げを予定している労働者がい るが、その労働者の賃金も、事業場 内最低賃金とみなされるのか。

見習い、研修、試用期間中等の労働者について、一 定期間経過後に予定される賃金引上げは、事業場内 最低賃金の引上げには当たりません。これら以外の 労働者の賃金額のうち最も低い額を事業場内最低賃 金とする必要があります。

なお、本事業を利用して一般の労働者の事業場内 最低賃金の引上げがなされた場合、試用期間中等の 労働者の賃金額が引上げ後の事業場内最低賃金を下 回っていても、試用期間中等の労働者について、事業 場内最低賃金の引上げ額と同額以上の引上げを行え ば、賃金引上げがなされたものと取り扱います(試用 期間等の終了後は、引上げ後の事業場内最低賃金以 上の賃金を支払う必要があります。)。

その場合の試用期間中の定めについては、別途就 業規則等で定める必要があります。

8 産前産後休暇中等で引上げ後の 賃金支払実績のない(又は少な い)労働者を、事業場内最低賃金 の支払対象者とすることはできる か。 引上げ前の事業場内最低賃金の支払対象労働者 が、賃金引上げ前に産前産後休暇又は育児休業を取 得したことにより、当該労働者に対する引上げ後の 賃金の支払が全くない場合は、賃金引上げが実際に なされたかが確認できないため対象者とはなりませ ん。ただし、事業実績報告書提出までに職場復帰 し、賃金引上げ後に1日でも勤務し、引上げ後の賃 金が支払われた場合は対象となります。

なお、上記前段の場合、当該労働者以外の労働者 で引上げ前の事業場内最低賃金を上回る賃金を支払 っていた者の賃金(引上げ後の事業場内最低賃金を 下回っているものに限る。)を64円以上に引き上 げる場合は対象となります。

この場合、産前産後休暇又は育児休業を取得している労働者の職場復帰後の賃金についても、当然、 事業場内最低賃金以上とする必要があります。

事業場内最低賃金の唯一の支払 対象労働者が、交付決定後に自己 都合で退職した場合、どのような 手続が必要ですか。 必要な手続は退職時期によって異なりますので、 以下をご参照ください。

ア 退職時期が賃金引上げ前の場合

他の労働者(雇入れ後6月以上勤務している労働者)を事業場内最低賃金の支払対象者とすることができる場合は、実績報告時に様式第5号別紙-1にその旨付記してください。そうした対応が

できない場合は、事業廃止承認申請書を提出し、 あるいは申請を取り下げる必要があります。 イ 退職時期が賃金引上げ後の場合 賃金引上げ後退職までの間においても勤務し、 それに応じた賃金が支払われている時は、その日 数にかかわらず対象となりますが、実績報告書提 出の際は様式第5号別紙-1 にその旨付記してくだ

さい。

3 賃金の引き上げ

	質問	回答
1	交付申請後、賃金の引上げはいつ	賃金の引上げは、令和7年10月24日~令和8年
	までに行えばよいか。	1月1日の間に実施する必要があります。
		また、実際の支払いいは実績報告書の提出日まで
		に行う必要があります。
2	就業規則の改正時期にかかわら	賃金の引上げは、就業規則等の改正及び適用をも
	ず、引上げた賃金が支払われていれ	って、実施されたこととして取扱います。
	ば、対象となるか。	なお、賃金引上げに当たっては、引上げ後の事業場
		内最低賃金額と同額を就業規則等に記載いただく必
		要があります。
		また、10人未満の労働者を使用する事業所におい
		ては、就業規則に準ずるものを提出してください。
		(詳細は「4 補助金に関すること」の質問 19 を参
		照)
3	手当等を減額して基本給を引き	本事業利用による賃金引上げとは、すべての賃金
	上げた場合でも、本事業による引上	の合計額をみて、所定の額以上の引上げがなされて
	げと認められるか。	いる場合をいいます。したがって、例えば、賃金引上
		げに際し、賃金体系全体を見直して一部の手当等を
		減額する場合でも、このことのみにより交付対象と
		ならないものではありません。しかし、見直し後、す
		べての労働者に対して支払う賃金総額が引上げ後の
		事業場内最低賃金以上である必要があります。
		なお、以上により手当を減額する場合については、
		最低賃金法第4条及び同法施行規則第1条ないし第
		2条の規定による地域別最低賃金の算定において、
		同法第4条第3項第三号の「当該最低賃金において
		算入しないことを定める賃金」として算入を除外さ
		れる精皆勤手当、通勤手当又は家族手当についても

		/T A /// LT . A . L
		賃金総額に含まれ、これらを引下げ又は廃止した結
		果、賃金総額でみた引上げ額が 64 円を下回る場合
		は、本事業利用による賃金の引上げとは認められま
		せんのでご留意ください。
4	賃金の引き上げを、2回に分けて	(補助金の場合)
	(二段階で)行うことはできるか。	事業場内最低賃金の引上げについて、2回以上に
		分けて実施することは可能です。
		ただし、令和7年10月24日から令和8年1月1日
		の間に、合計 64 円以上の事業場内最低賃金の引上げ
		が必要です。
		なお、2回以上に分けて最低賃金の引上げを実施
		する場合は、様式第1号別紙「6 事業場内最低賃金
		の引上げ状況」において、それぞれの賃金引上げ状況
		を記載してください。
		(奨励金の場合)
		国助成金同様、2回以上に分けて実施することは
		不可能です。
5	地域別最低賃金の発効日前に申	地域別最低賃金の発効日以後に賃金を引き上げる
	請を行えば、発効日以後に賃金を引	場合は、地域別最低賃金の発効日以後の最低賃金額
	き上げても補助要件を満たすか。	から所定の額以上引き上げる必要があります。その
		際、発効日以後の地域別最低賃金額より事業場内最
		低賃金の方が高い場合は、事業場内最低賃金から所
		定の額以上引き上げる必要があります。
		一方で、地域別最低賃金の発効日前に交付申請を
		行い、地域別最低賃金の発効日前に事業場内最低賃
		金から所定の額以上引上げる場合は補助対象となり
		ますが、賃金引上げ日を休業日等に定めて支払い実
		績が確認できない場合は、発効日前の賃金引上げと
		は認められないことにご留意ください。
		また、賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日
		までに勤務実績がないことなどにより、賃金引上げ
		が実施されたか確認できない場合、当該労働者を賃
		金引上げ対象者に含めることはできませんので、ご
		留意ください。
6	月給制の事業場において賃金の	時間額以外の方法で賃金額が定められている場合
	時間額に1円未満の端数がでる	であれば、1時間当たりの額に1円未満の端数がで
	が、この場合、賃金の引き上げ額	る場合についても、その賃金額を基準に64円以上引
	はどのように扱われるか。	き上げれば、本事業における引上げと認められます。
	•	

例えば、1時間当たりの額が1,060円50銭の場合、1時間当たりの額を1,124円50銭以上に引き上げることとすれば、本事業の対象となります。

4 補助金に関すること

	質問	回答
1	どのような事業が補助の対象と	本補助金では、賃上げの原資となる即効的な経費
	なるのか。	削減効果に資する事業として、以下の事業が補助の
		対象となります。
		・ペーパーレスシステムの導入
		→紙代の削減効果あり
		・生産管理システムの導入
		→労働生産性向上による人件費の削減効果あり
		・中小企業診断士からのコンサルティング
		→業務改善に伴う人件費の削減効果あり
		・労働生産性向上に資する機器導入に伴う機器利用
		研修の受講
2	広告宣伝費や汎用事務機器など	賃上げの原資となる即効的な経費削減効果のない
	の購入経費は、補助金の対象とな	事業は補助対象となりません。
	るか。	
3	補助対象経費の下限は 20 万円だ	補助対象経費の下限の20万円に消費税は含まれま
	が消費税を含めて 20 万円以上であ	せん。
	る必要があるか。また、1つの価	また、1 つの価格が 20 万円未満の設備投資等であ
	格が 20 万円未満の設備投資等であ	っても、複数の機器等と合わせた合計金額が 20 万円
	っても、補助の対象となるか。	以上となる場合は、補助の対象となります。
4	設備投資として申請した導入機	原則として、導入機器等の納品は、交付決定後で
	器の納品が、交付決定前になった	なければならず、交付決定前に納品された場合は補
	場合でも補助を受けることはでき	助を受けることはできませんので注意してくださ
	るか。	い。ただし、交付申請時に様式第3号を提出し、か
		つ「2 着手年月日」に記載した日以降に納品があ
		った場合は、補助を受けることが可能です。
		※ 既に支払いまで完了している場合は、補助対
		象となりません。
5	設備投資等の内容は、賃金引上げ	本事業における目的は、賃上げが可能となる経営
	計画の対象者と直接関連している	基盤強化を図るとともに、誰もが働きやすい職場環
	必要があるか。	境の整備を促進することです。そのため、賃金引上げ
		の対象者が従事する業務と、労働生産性向上等に資

		する設備投資等が行われる業務とが直接関連してい
		なくても問題はありません。
6	相互の関連はない複数の設備投	相互の関連はない複数の設備投資等であっても、
	資等を行いました。 まとめた金額を	それぞれが賃上げの原資となる即効的な経費削減効
	総事業費として申請することはで	果に資する事業であれば、設備投資等の合計の額を
	きるか。	もって申請し、補助を受けることができます。
7	設備投資等を自社で施工、製造す	自社で施工、製造するものは補助の対象外です。
	るものでも補助対象となるか。	
8	老朽化して機能が低下した設	既存の機器設備等の老朽化又は破損に伴い、同等
	備、破損した設備の更新を行った	性能の機器設備等を導入することは、賃上げの原資
	場合も、設備投資等に当たると認	となる即効的な経費削減効果に資する事業とは認め
	められるか。	られません。ただし、老朽化又は破損したことを機
		に、既存の機器設備等より高い能力を有する上級機
		器を導入し、それにより、生産性の向上等の賃上げ
		の原資となる即効的な経費削減効果に資する事業と
		認められれば、補助対象となります。
9	事業所内で既に使用している機	既存の機器等だけでは対応できない作業量があ
	器等を増設しようと考えている	り、増設することにより生産性の向上等の賃上げの
	が、同機器の増設の場合も設備投	原資となる即効的な経費削減効果に資する事業と認
	資等として補助対象となるか。	められる場合には、補助対象となります。
10	設備投資等を行うことにより、	申請事業所内の一連の業務のうち一部外注してい
	それまで外注していた業務を自社	たものを、設備投資等を行うことにより、新たに自
	で行うことになりました。	社で対応することとする場合は、一連の業務全体で
	この場合も補助対象となるか。	みると、外注経費の削減として、賃上げの原資とな
		る即効的な経費削減効果に資する事業と認められる
		ことから、補助対象となります。
11	設備投資等は、年間を通じて常	設備投資等については、使用する時季が限られる
	時使用するものに限られるか。	もの、常時使用するものではないものであっても補
		助対象となり得ます。ただし、想定される使用頻度
		が極端に低いものについては、賃上げの原資となる
		即効的な経費削減効果に資する事業とはいえず、不
		交付となることがありますのでご注意ください。
12	ホームページの作成、改修につ	一般的なホームページに見られる閲覧者からの質
	いては、補助対象となりますか。	問、問合わせを受ける機能を付加する改修等は交付
		要領<(参考)対象とならない経費の例>「広告宣
		伝費」に該当し補助対象とはなりません。ただし、
		ホームページ上で受発注及び決済の両方が可能とな
		るもののほか、受注(顧客からの発注をホームペー

		ジ上で受ける) 機能のみを付加する改修等について
		は補助対象となりえます。
13	人材育成・教育訓練費はどのよ	教育等の内容については、賃上げの原資となる即
	うなものが補助対象となります	効的な経費削減効果に資する事業及びそれに伴うも
	か。	のに限られており(手引き6ページ「6 対象経
		費」)、そのような教育等を行うことができる団体
		等であれば補助対象となります。なお、例えば労働
		者の一般的教養を高めるためのセミナー等は対象と
		なりません。
14	補助対象となる経営コンサルテ	経営コンサルティングの実施者については、(手
	ィング経費とはどのようなもので	引き6ページ「6 対象経費」)に具体的に示され
	すか。	ているほか、業務改善に伴う人件費の削減効果等が
		認められる中小企業診断士からのコンサルティング
		も補助対象となります。
		また、上記に加え、特定のコンサルティングを依
		頼する契約のほか、新たに継続的なコンサルティン
		グ契約(顧問契約)を締結する場合も含め、補助対
		象となる経費は補助対象期間分のみです。
		なお、経営コンサルティングに資する国家資格等
		を有さない者によるコンサルティングは対象となり
		ません。
15	リース料金、保守料金は補助対	リース、ライセンス契約、保守契約等の経費の支
	象となりますか。	払の場合、補助対象となる経費は補助対象期間分の
		みです。補助対象期間を逸脱する分は補助対象外に
		なります。
16	本補助金の応募書類(交付申請書	補助対象となりません。
	等)の作成代行費用は補助対象とな	
	るか。	
17	振込手数料は補助対象となる	補助対象となりません。
10	か。	++n-A = 18 A 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1
18	事業完了日はどのように定めた	補助金の場合は、①導入機器等の納品日、②補助対
	らよいか。	象経費の支払完了日、③賃金引上げ日(就業規則等の
		改正日) のいずれか遅い日です。
		なお、事業は令和8年2月10日までに行う必要が
10	++ + + + + +	あります。
19	就業規則が提出書類となっている。	就業規則に準ずるものとして、少なくとも、賃金引
	るが、10人未満の事業所についてはいる。	き上げ後の事業場内最低賃金及び賃金引上げ日を定
	はどのように提出すればよいか。	

め、併せて、作成者(事業場名)、作成年月日等を記 載した書面を作成し、提出してください。 この書面は労働基準監督署への届出は必要ありま せんが、就業規則に準じて労働者代表からの意見書 を添付するとともに、作成後は労働者に対して周知 してください。 なお、一般的な労働契約書及び労働条件通知書は、 就業規則に準ずるものとして認められません。 20 補助金の交付決定後、事情の変 賃上げの原資となる即効的な経費削減効果に資す 化により交付決定の内容とは別の る事業として、同等性能の機器設備等を購入する場 機器を購入することとなったが、 合は、対象となります。実績報告時に変更内容がわか どうしたら良いか。 る仕様書、カタログ(機能や型式等がわかるもの)を 提出してください。 なお、同等性能の機器設備等と認められない場合 や、補助金を他の用途に使用するなど、補助金の交付 決定の内容等に違反した場合は、交付決定の全部又 は一部が取り消されることがあります。内容の変更 が発生する場合は、事前に財団まで一度お問い合わ せください。 21 謝金において、所得税の源泉徴 対象となります。謝金は源泉徴収(事業者において 収が発生した場合、所得税分は補 預り金処理し、税務署に納付)を行い、当該処理を示 す証憑を備えてください。補助金の額の確定時まで 助対象となるのか。 に税務署に納付したことを書面で確認できる場合 は、源泉徴収分を補助対象経費とすることができま す。(未払いの場合は、源泉徴収分を差し引き処理し てください。)

5 奨励金に関すること

	質問	回答
1	国助成金が不交付(申請取りや	(既に交付決定を受けている場合)
	め)になった場合、どうしたらよ	奨励金のみを申請している場合は、様式第4-2
	いか。	号により事業廃止の承認申請を行ってください。
		補助金と併せて申請をしている場合は、様式第5
		号の「1 報告内容」に補助金及び奨励金の項目に
		チェックの上、奨励金額を0円として実績報告を行
		ってください。
		(次ページに続く)

		(交付決定を受けていない場合)
		財団まで申請の取り下げをしてください。
2	実績報告における事業完了日は	奨励金の場合は、国助成金の交付額確定通知日及
	どのように定めたらよいか。	び支給決定通知日です。
		なお、事業は令和8年2月10日までに行う必要
		があります。

6 その他

	質問	回答
1	本補助金・奨励金について概算	できません。
	払を受けることはできるか。	
2	京都府内に事業の拠点を置くA	補助対象経費が同一の設備投資等に要する費用
	社が、本年度財団が募集する補助	(他の補助金、助成金等の交付を受けている費用)
	金(共創型ものづくり等支援事	ではないものについては、財団が令和7年度に実施
	業、産学公の森推進事業、京都エ	する「産学公の森推進事業」、「共創型ものづくり
	コノミック・ガーデニング支援強	等支援事業」「京都エコノミック・ガーデニング支
	化事業、京都府中小企業米国関税	援強化事業」、「京都府中小企業米国関税措置緊急
	措置緊急対策事業費補助金等)に	対策事業費補助金」等と併せて補助金を受けること
	ついてそれぞれ異なるテーマで複	ができます。
	数交付申請することは可能です	
	か。	

7 新たに追加した項目

(令和7年10月30日 下記項目を追加しました)

	質問	回答
1	現在の就業規則には最低賃金の	記載が必要です。
	記載が無いが、改正して提出する	
	ものにはその記載が必要か。	
2	常時使用する労働者でアルバイ	対象となります。
	ト(6か月毎更新)は対象か。	
3	経費について、次のものは対象	①新築・改築は対象外です。
	となるか	②エアコン等、不快感の軽減や快適化を図ることを
	①店舗の新築・改築	目的とした職場環境の改善経費は対象外となりま
	②内装工事、エアコン	す。内装工事についても原則対象外ですが、機械装
	③厨房設備、什器	置等の導入に伴う据付等の費用は対象となります。

		③什器は対象外ですが、設備については、即効的な
		経費削減効果が認められる場合に限り、対象となり
		ます。
4	照明設備の LED は対象となる	省エネルギー効果により経費節減効果が認められ
	か。	るものについては、対象となります。いわゆる省エ
		ネモデルに該当するものが対象です。
5	事業場内の賃金額が、従業員 50	引き上げる必要があります。
	人中 49 人が 1, 200 円で、1 人だけ	例示の事例の場合、事業場内最低賃金は 1, 150 円
	1,150円の場合、最低賃金の1,150	から 1, 200 円となり、引き上げ額は 50 円となるこ
	円の方1人だけを 64 円引上げすれ	とから、従来 1,200 円であった従業員についても少
	ば良いのか。	なくとも 1,214 円以上とする必要があります。
	引上げ後の事業場内最低賃金が	
	1,214円となり、1,200円の人を逆	
	転するが、既に京都府最低賃金の	
	1,122円を超えているので、1,200	
	円の人は上げる必要はないのか。	
6	交付申請時に「雇入れ後6ヶ月	引き上げておく必要があります。
	未満の労働者」は事業場内最低賃	実績報告時には、10月24日~1月1日までに引
	金の算定の対象とならないが、実	き上げ後の事業場内最低賃金が、引き上げ前より64
	績報告時には賃金を引き上げてお	円以上引き上がっていることが必要であり、申請時
	く必要があるか。	点で、「雇入れ後6ヶ月未満」であっても実績報告
		時には「常時使用する労働者」に含まれる場合は、
		64 円以上引き上がった後の事業場内最低賃金の適用
		を受けていることが必要です。
		交付申請時は「雇入れ後6ヶ月未満」で、実績報
		告時には雇入れ後6ヶ月を超える従業員も同様に引
		上げる必要があります。